

## 平成30年度第2次補正予算

### 「小規模事業者持続化補助金」の公募について

#### 小規模事業者持続化補助金とは？

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の販路拡大や販路開拓等とあわせて業務の効率化に積極的な取り組みを支援するため、それに要する経費等の一部を補助するものです。これらの取り組みに対し50万円を上限に補助金（補助率2/3）がでます。広告宣伝・集客力を高める店舗改装・商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更などに活用できます。

#### 1. 補助内容

小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用が対象となります。

補助率：補助対象経費の2/3以内

補助上限額：50万円

- ・75万円以上の補助対象となる事業費に対し、最大50万円まで補助
- ・75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助

\*ただし、

- (1) ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者（\*1）  
②市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業（\*2）については、補助上限額が100万円となります。

注：上記①・②は、複数選択できません（いずれか一つ）。

- ・150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円補助します。
- ・150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。

- (2) 同一または異なる商工会の管轄地域で事業を営んでいる複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業（商工会議所の管轄地域の事業者との共同申請は不可）の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。（ただし、500万円を上限とします）
- (3) 上記（1）と（2）の併用は可能です。（その場合でも、補助上限額は500万円を上限とします）

#### 2. 補助対象者（小規模事業者に限る）

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者であること。 ※上記に該当すれば、業種は問いません。

- ・重要事項 ①補助金申請には、審査があります。  
②補助金事業の実施や補助金交付について条件があります。

#### 3. 公募対象期間

受付締切：2019年一次締め切り6月28日（金）

2019年二次締め切り7月31日（水）

※申請には、管轄地域商工会の支援計画書が必要ですので、各々切りの10日前ぐらいまでに必ず商工会に提出してください。

#### 4. 詳しい募集要項は、福岡県商工会連合会のHPで確認できます。